裁　決　書

審査請求人

[redacted]

同代理人

中津市大字島田８７番６

リヴェールⅡ１階　松尾法律事務所

弁護士　松尾　康利

処　分　庁

[redacted]

上記審査請求人から平成２７年６月３０日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第６３条の規定に基づく返還金の決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　文

本件処分については、これを取り消す。

理　由

第１　審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成２７年５月２７日付けで行った本件処分について不服があるとし、その取り消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

２　請求人の主張

審査請求書によると、請求人は、概ね次の理由から処分庁の判断には裁

量権の逸脱の違法があり、本件処分は取り消されなければならないと主張する。

（１）　法第６３条は、返還を命じる額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」と定めており、これは、事案ごとによって、自立更生や自立助長のために必要と考えられる金額については返還を命じるのではなく、生活保護受給者の手元に留めおくべきことを定めていると解される。

（２）　請求人は[redacted]で生活しており、当該住宅には２階部分が存在するものの、請求人と請求人の妻（以下「妻」という。）ともに身体障がいのため、１、２階を上り下りすることが極めて困難である。また、当該住宅の１階部分は四畳半の広さしかないため、１階部分に同居することができず、妻が１階部分で、請求人が敷地内に設置されたプレハブ内で生活している。

（３）　請求人が生活しているプレハブにはエアコンを設置しているが、妻が生活している[redacted]の１階部分にはエアコンを設置することができていない。妻は、６７歳と高齢者になっている上、[redacted]もあるため、[redacted]ことは想像に難くない。可能であれば、１階部分にエアコンを設置したいと請求人夫婦は考えてきており、本件処分で全額の返還を求められなければ、エアコンを購入するつもりであった。

（４）　高齢者で障がいを有する請求人夫婦世帯において、エアコンの購入はやむを得ない用途にあてられる予定の金品であるといえる。近隣の地域住民の生活実態とも均衡を失してはおらず、購入に要する額についても社会通念上容認される程度である。本件処分で全額返還を命じれば、事実上、近いうちに請求者がエアコンを購入することは困難であり、請求人の自立を著しく阻害する。

（５）　担当ケースワーカーにおいては、請求人夫婦ともに身体障がい者であること、[redacted]のスペースの関係上、請求人夫婦は別々の部屋で生活していること、妻の生活している[redacted]の１階にはエアコンが設置されていないことは、把握しているか、当然に把握できていなければならない事情である。

（６）　これらの事情をきちんと把握し、総合的な検討をなさずして法第６３条に基づく決定がなされることは、処分庁に認められた裁量を逸脱し、違法の評価を免れないというべきである。

（７）　請求人が甲１号証から３号証として提出した、法第６３条決定の違法性が争われた近時の裁判例では、いずれも、処分庁のなした決定が違法であったとして処分の取消を認めており、これらに照らせば、処分庁の決定が是正されなければ司法の場で違法との評価を受ける蓋然性が認められることが容易に分かるところである。

第２　処分庁の弁明の趣旨及び主張

１　処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

２　処分庁の主張

（１）　請求人は、[redacted]年[redacted]月に６０歳となり、厚生年金基金の受給権を得ていた。

（２）　処分庁は、平成２２年１１月２５日、平成２３年９月１３日に口頭にて請求人及び妻に厚生年金基金の請求を行うよう指導したが、請求人が実際に厚生年金基金の請求を行ったのは、平成２７年２月であり、その結果として同年５月１１日に遡及分４６３，２８４円が支給されることとなった。

（３）　請求人の主張する返還額から自立更生を控除すべきとの主張において例示する判例については、共済保険の入院給付金、障害年金の遡及分に対する処分であり、６０歳到達により当然に受給権の発生する厚生年金基金とは性質が異なる。

（４）　厚生年金基金の請求が遅れたことにより遡及支給額が増額し、その中から自立更生費を控除することは、他の年金受給者との均衡を失すると判断し、全額返還を決定した。なぜなら、年金の請求が故意、事故の原因によらず遅れたことで、一時的に受け取る年金額が増額し、それに対し一部返還免除を認めると、恣意的に年金請求を遅らせる可能性がでてくるからである。

（５）　本件処分については、請求人及び妻に対し厚生年金基金の請求について指導し、その中で全額返還対象になる旨説明している。

（６）　請求人は保護受給期間外の遡及年金に対する返還について異議を主張したが、エアコン購入等の話はなかった。

（７）　エアコン購入費については、「生活保護受給世帯に対する生活福祉資金（福祉資金）の貸付等の取扱いについて（平成２６年６月９日社援地発０６０９第２号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）」により、生活福祉資金等の貸付金の利用を認め、収入として認定しないこととされたほか、当該貸付金の償還を生活のやりくりによって賄うこととされた。これにより、エアコンの購入経費については、他法の活用による購入が可能となったことから、自立更生費として控除を認めた場合、他の低所得世帯との均衡がとれない。

第３　審査庁の認定事実及び判断

１　認定事実

（１）　請求人の世帯は、[redacted]年[redacted]月[redacted]日から、請求人、妻及び

子の３人世帯で生活保護開始となった。

（２）　[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで子が転出廃止となったため、それ以降は請求人と妻との２人世帯である。

（３）　請求人は、[redacted]、[redacted]、[redacted]により、妻は[redacted]、[redacted]により、それぞれ身体障害者手帳１級を所持している。

（４）　請求人は、[redacted]年[redacted]月に厚生年金基金の受給権を取得しており、平成２７年５月１１日に、平成２０年９月分から平成２７年１月分の厚生年金基金４６３，２８４円を遡及分として受給した。

（５）　平成２７年５月２６日の訪問面接の際、処分庁は、請求人の通帳に上記遡及年金が振り込まれていることを確認、請求人に対し、法第６３条の返還金を計算し決定通知を行うこと、全額返還となると思われることを伝えた。これに対し、請求人は、保護を受ける前の期間分の年金も返すのかと立腹した。

（６）　処分庁は、同月２７日、法第６３条による遡及年金の全額返還を決定し、同月２９日、請求人に決定通知書を手交した。これに対し、請求人は納得いかないと主張した。

（７）　請求人は、同年６月１５日に返還金を納入した。

（８）　請求人から、同年６月３０日付けで本件処分に対する審査請求書が処分庁経由で提出された。審査庁は、同年７月１日に受理した。

２　判断

（１）　被保護者に対して年金が遡及して支給された場合の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」の１（２）に示されている。

同通知によれば、遡及して受給した年金収入については、原則としてその全額が法第６３条に基づく返還の対象となるが、当該被保護者の属する世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討した上で認めることができる。

そのための手続として、保護の実施機関には、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくことが求められている。

①　資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること

②　当該費用返還額は原則として全額となること

③　真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

（２）　処分庁から提出された資料及びケース記録には、遡及年金が全額返還対象となる旨を説明したとの記載はあるものの、上記（１）の通知で求められている、自立更生費についての説明や確認を行ったことや、自立更生費の認定の有無について慎重に検討したことを確認できる記載はない。

（３）　よって、本件処分には手続上の瑕疵があり、取り消されるべきであるため、行政不服審査法第４０条第３項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成２８年３月２５日

審査庁　大分県知事　　広　瀬　勝　貞